

第73期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）

開催場所

愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
にしひ創造センター ドレミホール（3階）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

開催場所、運営方法に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご確認くださいますようお願い申しあげます。
また、本総会の模様は、本総会終了後、動画配信いたしますのでご利用ください。

（2025年6月30日（月）当社ウェブサイトにURLを掲載予定）
当社ウェブサイト <https://www.fujimiinc.co.jp/>

目次

招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	12
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
事業報告	17
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5384/>



株式会社フジミインコーポレーテッド

証券コード：5384

株主各位

証券コード5384
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1

株式会社フジミインコーポレーテッド

代表取締役社長 関 敬 史

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujimiinc.co.jp/ir/event/meeting.html>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより

「第73期 定時株主総会（2025年3月期）」を選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5384/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フジミ」、又は「コード」に当社証券コード「5384」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）
2 場 所	愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1 にしひ創造センター ドレミホール（3階）（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4 その他本招集通知に関する事項	<p>(1)当社は書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りすることとしております。</p> <p>なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。</p> <p>① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結注記表 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表</p> <p>したがって、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載の各書類のほか、各ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。</p> <p>(2)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の左記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始時刻:午前9時20分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者に
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

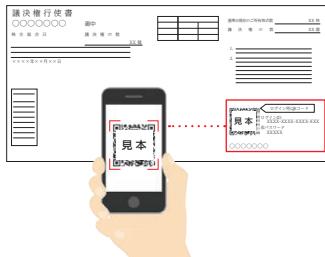
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する適正な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識し、経営にあたっております。配当につきましては連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当36円67銭とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円67銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,766,837,052円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金36円67銭を含め、1株につき73円34銭となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

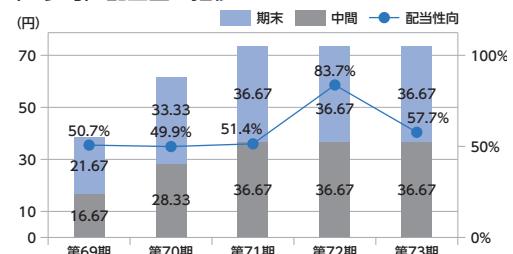
(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日といたしたいと存じます。

(ご参考) 配当金の推移



(注) 2023年7月1日付（第72期中）で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

上記のグラフのうち、第71期以前の配当については、株式分割後の1株当たりに相当する金額（小数第3位を四捨五入）を記載しております。

(注) 当社は2023年5月10日開催の取締役会において「中長期経営計画2023」を決議し、2024年3月期末配当分より、配当につきましては連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。なお、DOE(連結純資産配当率)を配当指標に加えることについても検討してまいりましたが、半導体市況等の事業環境や世界経済の動向を踏まえて引き続きの検討課題としてまいります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役在任年数	当期における取締役会への出席状況
1	再任 関 敬 史	男性	代表取締役社長	22年	19/19回(100%)
2	再任 大 脇 寿 樹	男性	常務取締役	13年	19/19回(100%)
3	再任 鈴 木 勝 弘	男性	常務取締役	13年	18/19回(95%)
4	新任 日 比 勝 之	男性	—	—	—
5	再任 社外 川 下 政 美	男性	社外取締役	10年 (社外監査役在任年数3年)	19/19回(100%)
6	再任 社外 吉 村 溫 子	女性	社外取締役	3年	19/19回(100%)
7	再任 社外 山 崎 直 子	女性	社外取締役	1年	15/15回(100%) (注)
8	新任 社外 石 川 修 平	男性	—	—	—

(注) 山崎直子氏の取締役会への出席状況は、2024年6月21日の取締役就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1. せき
敬 関けい
敬 し
し
再 任
(1964年4月6日生)

所有する当社株式の数

1,349,002株

22年



当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2014年 4月	同 代表取締役社長兼CMP事業本部長兼
1997年10月	当社入社		FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼
2000年 2月	旧FUJIMI CORPORATION社長		FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2003年 6月	当社取締役新規事業本部長	2015年 4月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA
2005年 4月	同 取締役CMP事業本部長		LIMITED代表取締役
2008年 4月	同 代表取締役社長	2016年 4月	同 代表取締役社長
2013年 1月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA	2020年 4月	同 代表取締役社長兼財務本部長
	LIMITED代表取締役	2022年 4月	同 代表取締役社長兼人事・組織開発本部長
2013年 8月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA	2023年 4月	同 代表取締役社長 (現任)
	LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN		LIMITED董事長

取締役候補者とした理由

関敬史氏は、CMP事業部門、新規事業部門及び海外子会社の責任者を務めたのち、2008年より代表取締役社長として、当社経営及び海外子会社の統括にあたっております。また、リスク管理体制の統括等、当社グループのガバナンス強化に取り組んできたほか、多方面にわたり強いリーダーシップを発揮し、業績拡大・企業価値の向上に大きく貢献してきました。今後も経営全般に関する豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2. おお
大わき とし
脇 寿 樹
再 任
(1960年12月27日生)

所有する当社株式の数

44,805株

13年



当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	同 取締役機能材事業本部長
1999年 4月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向	2017年 4月	同 取締役機能材事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長
2011年 4月	当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長	2020年12月	同 取締役機能材事業本部長
2012年 6月	同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長	2021年 4月	同 常務取締役機能材事業本部長
		2022年 4月	同 常務取締役
		2024年10月	同 常務取締役兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長 (現任)

取締役候補者とした理由

大脇寿樹氏は、長年にわたりディスク事業の開発部門で責任者を務める等、当社の技術・研究開発分野で強いリーダーシップを発揮してきました。その後、機能材事業部門、溶射材事業部門、ディスク事業部門等の統括及び海外子会社の経営にあたっております。今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3.

すず
鈴き
木
かつ
勝ひろ
弘

再任

(1962年3月9日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役在任年数

49,763株

13年



■ 当期における
取締役会への出席状況
18回/19回 (95%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
1992年 7月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向		
2005年 4月	FUJIMI CORPORATION ディレクター	2021年 4月	同 常務取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2011年 4月	当社シリコン事業本部長		
2012年 6月	同 取締役シリコン事業本部長		
2015年 4月	同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長	2023年 4月	同 常務取締役兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 (現任)
2016年 4月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION社長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長		

取締役候補者とした理由

鈴木勝弘氏は、長年にわたり海外子会社の生産技術部門で責任者を務める等、当社の生産技術分野で強いリーダーシップを発揮してきました。その後、シリコン事業の営業部門の責任者を経て、シリコン事業部門、CMP事業部門等の統括及び海外子会社の経営にあたっております。今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することができると期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4.

ひ
日び
比
かつ
勝ゆき
之

新任

(1976年11月19日生)

■ 所有する当社株式の数

2,493株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月	当社入社	2024年11月	同 人事・組織開発本部長兼事業企画本部長兼内部統制室長 (現任)
2016年 4月	同 社長室長		
2022年 4月	同 人事・組織開発本部副本部長兼事業企画室長		
2023年 4月	同 人事・組織開発本部長兼事業企画室長		

取締役候補者とした理由

日比勝之氏は、長年にわたり人事及び総務部門の責任者を務める等、当社の人事制度・人材育成体系の構築、リスク管理体制の強化において強いリーダーシップを発揮しており、現在は、CSR・ESG活動の推進、M&A等の事業企画部門の統括にもあたっております。その豊富な経験や実績をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することができると期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5.

かわ
川し
下まさ
政み
美

再任

社外

(1949年9月3日生)

所有する当社株式の数

-株

社外取締役在任年数

10年

(社外監査役在任年数3年)



当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月 日本特殊陶業株式会社入社
2004年 7月 同 自動車関連事業本部営業本部中国部長
2005年 6月 同 取締役
2008年 6月 同 常務取締役
2009年 2月 同 専務取締役

2009年 6月 同 代表取締役副社長
2011年 6月 同 最高顧問
2012年 6月 同 顧問
2012年 6月 当社 社外監査役
2015年 6月 同 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

川下政美氏は、日本特殊陶業株式会社において、マレーシア、インドネシア、中国等での事業推進に従事したのち、2005年以降取締役を歴任し、代表取締役副社長として経営企画、総務、資材部門の統括にあたる等、長年経営者として培われた豊富な知識・経験等を有しております。現在は、取締役会において経営者の視点から積極的に発言を頂いており、今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたします。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と日本特殊陶業株式会社との過去3ヵ年の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係ではなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

6.

よし
吉むら
村あつ
温こ
子

再任

社外

(1971年5月6日生)

所有する当社株式の数

2,468株

社外取締役在任年数

3年



当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 日本電信電話株式会社入社
2002年 5月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ
株式会社異動
2004年 6月 JPモルガン証券株式会社入社
2007年 3月 UBS証券株式会社入社
2015年 3月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
2020年 9月 ロケットジャパン株式会社 マネージング・
ディレクター/アジア地域戦略統括責任者

2021年12月 同 代表取締役社長兼マネージング・ディ
レクター/アジア地域戦略統括責任者
2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
2023年 3月 VG-C株式会社 代表取締役 (現任)
2023年12月 PhytoMol-Tech株式会社 代表取締
CEO/共同創業者 (現任)
2024年 1月 DAIZエンジニアリング株式会社
(現 SprouTx株式会社) 取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

VG-C株式会社 代表取締役
PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役 CEO/共同創業者
SprouTx株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由

吉村温子氏は、長年にわたり外資系証券会社の投資銀行部門において、企業のM&A・資金調達を含む成長・財務戦略の支援を行った後、フランス系企業のロケットグループに入社、日本法人代表及びアジア地域戦略責任者を経て、現在はVG-C株式会社及びPhytoMol-Tech株式会社を設立し、その代表取締役を務めるなど、経営者として培われた判断力・見識等を有しております。今後もその幅広い見識や実績をもとに、客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたします。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とロケットジャパン株式会社及び上記の重要な兼職の企業との過去3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係ではなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

7. 山

やま
ざき
なお
こ
再任
社外
(1969年1月25日生)所有する当社株式の数
343株
社外取締役在任年数
1年

当期における取締役会への出席状況
15回/15回（100%）
※2024年6月21日取締役就任以降に開催された取締役会のみ対象

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	三菱信託銀行株式会社入社	2021年 1月	マイウェルスマネジメント株式会社 マネージング・ディレクター
2007年 9月	UBS AG東京支店入社	2021年 2月	株式会社EoD入社 エグゼクティブコンサルタント（現任）
2014年11月	同 ウエルス・マネジメント本部 東京第一営業本部 部長		
2019年 7月	合同会社NOKs Labo 代表社員（現任）	2024年 6月	当社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】 合同会社NOKs Labo 代表社員
株式会社EoD エグゼクティブコンサルタント

社外取締役候補者とした理由

山崎直子氏は、国内信託銀行において、個人向け資産管理業務等に従事し、外資系金融機関においては、ウェルス・マネジメント本部の部長職を歴任する等、金融業界における豊富な経験により培われた判断力・見識等を有しております。現在は、合同会社NOKs Laboを設立し、コーチング及び組織開発に携わる傍ら、ライフワークとして長年に亘り社会貢献活動に従事される等、その幅広い見識や実績をもとに、客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたします。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とUBS AG及び上記の重要な兼職の状況に記載の企業との過去3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

8. 石

いし
かわ
しゅう
修
平
新任
社外
(1959年12月10日生)所有する当社株式の数
-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3月	日本ガイシ株式会社入社	2015年 6月	同 取締役常務執行役員
2010年 4月	同 エレクトロニクス事業本部 金属事業部長	2019年 6月	同 取締役専務執行役員
2010年 6月	同 執行役員	2021年 6月	同 専務執行役員
2014年 6月	同 常務執行役員	2024年 6月	同 顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由

石川修平氏は、日本ガイシ株式会社において、金属事業部門における生産技術、新製品開発等に従事したのち、2010年以降は執行役員、取締役等を歴任し、エレクトロニクス事業部門、エネルギー&インダストリー事業部門の責任者を務める等、長年経営者として培われた豊富な知識・経験等を有しております。その豊富な経験や実績をもとに、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役候補者といたします。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と日本ガイシ株式会社との過去3ヵ年の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1. 川下政美氏、吉村温子氏、山崎直子氏、石川修平氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は社外取締役候補者のうち、川下政美氏、吉村温子氏、山崎直子氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出でております。また石川修平氏も株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は川下政美氏、吉村温子氏、山崎直子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者との当該契約を継続する予定であります。また、石川修平氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意であります。重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しております。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 候補者の保有する当社の株式数にはフジミインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれております。日比勝之氏については、フジミインコーポレーテッド従業員持株会における本人持分が含まれております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高橋正彦氏が辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者柴田和範氏は、監査役高橋正彦氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、高橋正彦氏の任期が満了する2027年6月開催予定の第75期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しば
柴
た
かず
のり
田
和
範

新 任 社 外

(1956年6月22日生)

■ 所有する当社株式の数
-株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年10月	監査法人丸の内会計事務所入所	2007年9月	笹徳印刷株式会社 社外監査役
1983年3月	公認会計士登録	2016年6月	日本公認会計士協会東海会 会長
1988年2月	太田昭和監査法人名古屋事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2020年6月	サン電子株式会社 社外取締役【監査等委員】
2002年6月	ホンダベルノ東海株式会社（現 VTホールディングス株式会社）社外監査役	2021年4月	北辰税理士法人 代表社員・所長（現任）
2004年6月	株式会社トラスト 社外監査役	2023年4月	笹徳印刷株式会社 社外取締役【監査等委員】（現任）
2006年9月	仰星監査法人名古屋事務所所長・代表社員	2024年6月	VTホールディングス株式会社 社外取締役【監査等委員】（現任）

[重要な兼職の状況] 北辰税理士法人 代表社員・所長

笹徳印刷株式会社 社外取締役【監査等委員】

VTホールディングス株式会社 社外取締役【監査等委員】

社外監査役候補者とした理由

柴田和範氏は、公認会計士として、企業の財務会計・税務に精通しております。現在は、北辰税理士法人の代表社員及び所長を務める等、その経験や実績に基づく専門的知見から、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と上記の重要な兼職の状況に記載の企業との過去3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外監査役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1. 柴田和範氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 柴田和範氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 柴田和範氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はやし
林

のぶ
伸

ふみ
文

社外

(1955年4月12日生)

■ 所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年3月 昭和監査法人大阪事務所入所
(現 EY新日本有限責任監査法人)
1981年9月 監査法人丸の内会計事務所入所
1982年3月 公認会計士登録

1995年8月 監査法人トーマツ 社員就任
(現 有限責任監査法人トーマツ)
2014年9月 有限責任監査法人トーマツ退所
2014年10月 公認会計士林伸文事務所開設
現在に至る

補欠社外監査役候補者とした理由

林伸文氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しております。また、公認会計士事務所の代表者として経営全般に関する見識を有しており、これらの経験や実績をもとに社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 林伸文氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2・3号議案ご承認後の経営体制(予定) [スキル・マトリックス]

氏名	企業経営	グローバル	事業開発	営業・マーケティング	技術・研究開発	製造・品質管理	財務会計／M&A	法務／リスク管理	人事・人材育成	CSR／ESG
関 敬史 〔取締役〕	●	●		●			●	●		
大脇 寿樹 〔取締役〕	●	●		●	●	●				
鈴木 勝弘 〔取締役〕	●	●		●	●	●				
日比 勝之 〔取締役〕							●	●	●	●
川下 政美 〔取締役〕 [社外]	●	●	●	●			●			
吉村 溫子 〔取締役〕 [社外]	●	●	●				●			
山崎 直子 〔取締役〕 [社外]	●						●		●	●
石川 修平 〔取締役〕 [社外]	●	●	●		●	●				
藤川 佳明 〔監査役〕								●	●	
岡野 勝 〔監査役〕 [社外]	●		●		●	●			●	
柴田 和範 〔監査役〕 [社外]							●			

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社との関係

- (1) 当社及び当社の関係会社の役員又は従業員である者

2. 株主との関係

- (1) 当社の主要株主（議決権ベース10%以上）である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員（以下「役員」とする）又は従業員
- (2) 最近5年間において当社の主要株主である会社の役員又は従業員であった者
- (3) 当社が主要株主である会社の役員又は従業員である者

3. 取引先企業との関係

- (1) 最近3年間において、当社又は関係会社を主要な取引先（※1）としていた者
※1 主要な取引先：当社及び関係会社への売上が連結売上高（年間）の1%を超える取引先
- (2) 最近3年間において、当社の主要な取引先（※2）であった者
※2 主要な取引先：当社の連結売上高（年間）の1%以上の売上がある取引先

4. 経済的利害関係者

- (1) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の現在の役員又は従業員である者

5. 専門的サービス提供者

- (1) 当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- (2) 最近3年間において、当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であった者で、当社又は関係会社の監査業務を実際に担当していた者（現在退職又は退所している者を含む）
- (3) 上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

6. 近親者

- (1) 当社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
- (2) 二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
- (3) 二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は関係会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
- (4) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

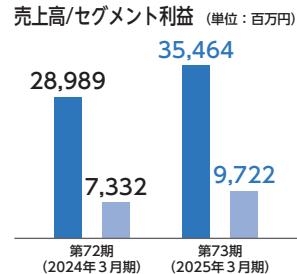
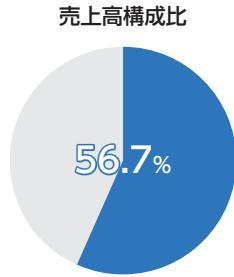
当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、世界的な景気後退と地政学リスクへの懸念が高まりました。ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢の緊張状態は継続し、加えて中国経済の成長率は緩やかに減速し、世界経済の下振れ懸念が続く中、米国政権の動向、とりわけ関税政策に注目が集まり、世界経済の不透明感は強まりました。

世界半導体市場は、AI向け先端半導体デバイスの需要が牽引する一方、PCやスマートフォン、車載向け等の需要は力強さを欠いており、全体としては依然バラつき感が見られ、本格的な回復には今しばらく時間要するものと思われます。

こうした状況下、当社においては先端半導体向けCMP製品及びシリコンウェハー向け製品の販売が好調に推移したことにより、当連結会計年度の業績は、売上高62,503百万円(前期比21.5%増)、営業利益11,780百万円(前期比42.8%増)、経常利益12,251百万円(前期比36.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益9,428百万円(前期比45.1%増)となりました。

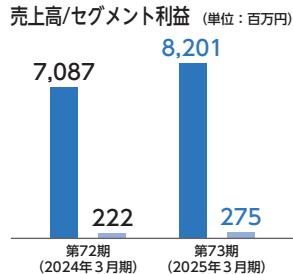
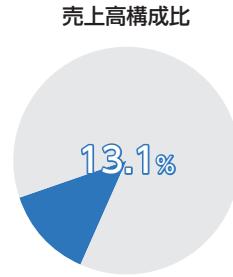
(セグメント別経営成績)

日本	売上高	35,464百万円	(前期比22.3%増)
	セグメント利益	9,722百万円	(前期比32.6%増)



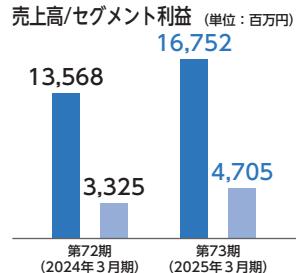
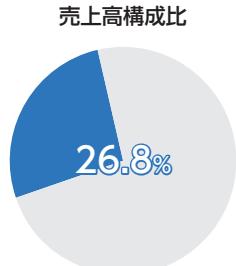
日本につきましては、CMP製品及びシリコンウェハー向け製品の販売が増加したことにより、売上高は35,464百万円(前期比22.3%増)、セグメント利益(営業利益)は9,722百万円(前期比32.6%増)となりました。

北米	売上高	8,201百万円	(前期比15.7%増)
	セグメント利益	275百万円	(前期比23.8%増)



北米につきましては、CMP製品の販売の増加により、売上高は8,201百万円(前期比15.7%増)、セグメント利益(営業利益)は275百万円(前期比23.8%増)となりました。

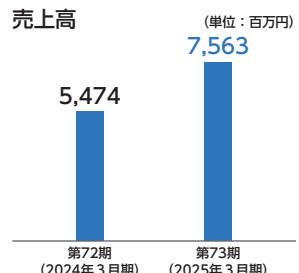
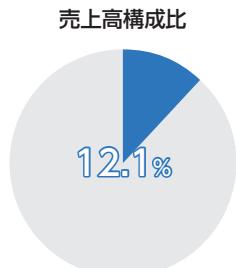
**アジア 売上高 16,752百万円 (前期比23.5%増)
セグメント利益 4,705百万円 (前期比41.5%増)**



アジアにつきましては、先端ロジックデバイス向けCMP製品及びハードディスク基板向け製品の販売が増加したことにより、売上高は16,752百万円（前期比23.5%増）、セグメント利益（営業利益）は4,705百万円（前期比41.5%増）となりました。

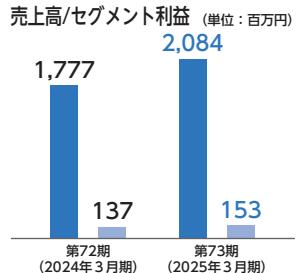
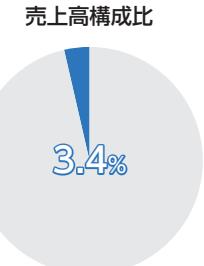
**(用途別売上高)
シリコンウェハー向けラッピング材**

売上高 7,563百万円 (前期比38.2%増)



シリコンウェハー向け製品につきましては、売上高はラッピング材では7,563百万円（前期比38.2%増）となりました。

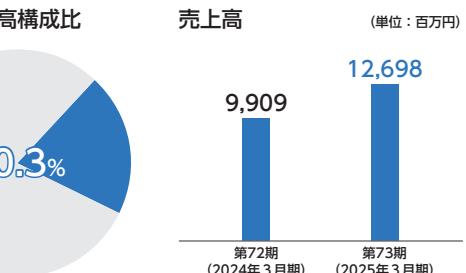
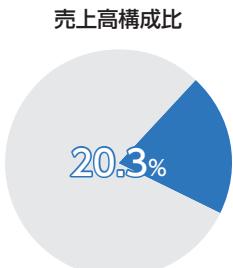
**■売上高 ■セグメント利益
欧州 売上高 2,084百万円 (前期比17.3%増)
セグメント利益 153百万円 (前期比11.0%増)**



欧州につきましては、CMP製品の販売が増加したことにより、売上高は2,084百万円（前期比17.3%増）、セグメント利益（営業利益）は153百万円（前期比11.0%増）となりました。

シリコンウェハー向けポリシング材

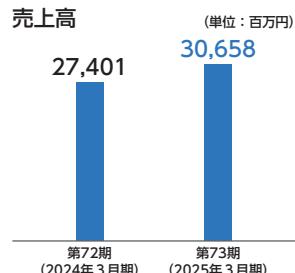
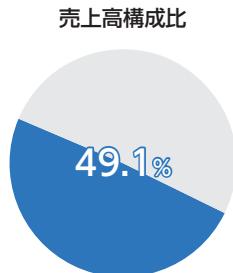
売上高 12,698百万円 (前期比28.1%増)



売上高はポリシング材では12,698百万円（前期比28.1%増）となりました。

CMP製品

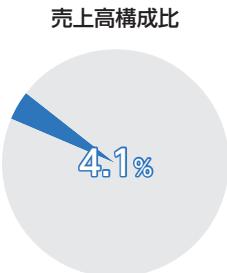
売上高 30,658百万円（前期比11.9%増）



CMP製品につきましては、先端ロジックデバイスやメモリ向けの販売が増加し、売上高は30,658百万円（前期比11.9%増）となりました。

ハードディスク基板向け製品

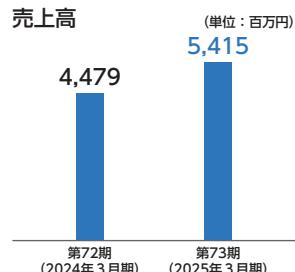
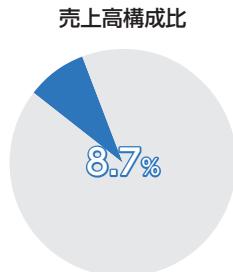
売上高 2,547百万円（前期比84.1%増）



ハードディスク基板向け製品につきましては、データセンターやHDD（ハードディスクドライブ）の需要増加を受け、売上高は2,547百万円（前期比84.1%増）となりました。

一般工業用研磨材

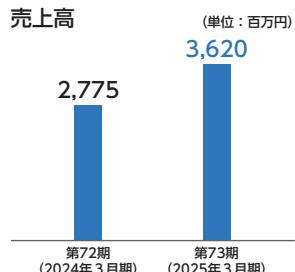
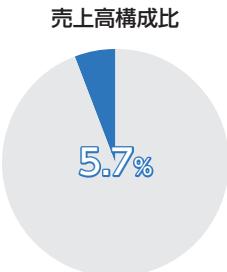
売上高 5,415百万円（前期比20.9%増）



一般工業用研磨材につきましては、自動車及び産業機械向け製品の販売が堅調に推移し、売上高は5,415百万円（前期比20.9%増）となりました。

その他

売上高 3,620百万円（前期比30.5%増）



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は14,508百万円がありました。

(3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第70期 2022年3月期	第71期 2023年3月期	第72期 2024年3月期	第73期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	51,731	58,394	51,423	62,503
経常利益 (百万円)	12,490	13,595	8,958	12,251
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,156	10,594	6,499	9,428
1株当たり当期純利益 (円)	123.46	142.68	87.62	127.10
総資産 (百万円)	75,684	80,101	82,999	90,908
純資産 (百万円)	62,967	69,011	72,576	76,895
1株当たり純資産額 (円)	849.00	930.27	978.34	1,026.10

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（B B T）及び株式給付信託（J-E S O P）に残存する当社株式を含めております。（前連結会計年度1,269,000株、当連結会計年度1,269,000株）

- 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託（B B T）及び株式給付信託（J-E S O P）に残存する当社株式を含めております。（前連結会計年度1,269,000株、当連結会計年度1,269,000株）
- 2023年7月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
FUJIMI CORPORATION	330千米ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.	5,000千マレーシアリンギット	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI EUROPE GmbH	25千ユーロ	100.0%	研磨材等の販売
臺灣福吉米股份有限公司 (FUJIMI TAIWAN LIMITED)	800,000千新台湾ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
深圳福吉米科技有限公司 (FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.)	3,000千人民元	100.0%	研磨材等の販売支援
南興セラミックス株式会社	10,000千円	75.0%	研磨材等の製造・販売

(6) 対処すべき課題

① 経営環境

当社が主たる事業領域としている半導体市場は、A I 向け半導体デバイスが牽引した一方で、P C やスマートフォン、車載向け半導体は力強さを欠き、全体としてはバラつき感が見られ、本格的な回復には時間要する状況がありました。一方、世界各国が半導体を戦略物資と位置づける中、半導体の重要性は益々高まっており、中長期的には更なる拡大が見込まれています。当社のお客様であるシリコンウェハーメーカー及び半導体デバイスメーカーの多くは、将来予想される旺盛な半導体需要に応えるべく大規模な設備投資を進めています。また、半導体の技術革新に伴い、お客様からの新製品開発や品質保証に関する要求水準も高まっております。

一方で、自然災害は年々激甚化の傾向にあり、物流網に与える影響も深刻化しております。また情報セキュリティインシデント（サイバー攻撃等を含む情報セキュリティにおける事件や事故）は、ますます複雑化しております。

② 企業価値向上について

(ア) 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体デバイスの多層配線に必要な CMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨等、高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる3つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に設計、配合、調合精製する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れています。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上が重要であると考えております。また、従業員のモチベーションやエンゲージメントの向上、インテグリティマインドの強化を図っていくことが、困難な状態にも挫けることなく、自ら目標に向かって最後までやり抜く主体的・積極的な行動に繋がり、お客様のご満足と従業員のウェルビーイングが共に実現できると考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取組んでまいります。

(イ) 企業価値向上のための課題

半導体市場において将来的に更なる需要増加が見込まれることを鑑み、国内外で段階的に設備投資を進めるべく体制を整備していくこと、新製品開発や品質保証に関するお客様の高まる要求水準を満たすべく研究開発や品質保証のレベルアップを図ること、また、緊急事態に備える事業継続力を強化することが、当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。特に、品質保証については、当社が過去から大切にしている「ものづくりへの誇り」のベースとなるインテグリティ（誠実、真摯であること）を強く意識し、社会的規範や倫理を基に自ら考え、直面する課題や問題のみならず、日常の業務プロセスを見つめ直し、「ものづくりへの誇り」を確固たるものにし、お客様及び社会に対する責任を全うしてまいります。

昨今の地政学的な不透明さや感染症拡大等による、原材料の調達難及び価格高騰、物流の混乱等により、サプライチェーンマネジメントの重要性は増しております。当社としてもより強靭な供給体制を整えるべく、お客様要求に適う原材料の安定調達を図り、サプライチェーンマネジメントの強化に、全社一丸となって引き続き取組んでまいります。

一方で、中長期的な企業価値向上の観点からは、半導体市場に過度に依存しない売上の安定化

と更なる拡大を目指し、事業領域を拡大する必要があると認識しております。このため、中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成による事業領域の拡大に努めるとともに、非半導体領域及び非研磨分野での用途拡大を進めていくことも当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。

（ウ）企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）

当社は、2023年5月10日に中長期経営計画（2024年3月期～2029年3月期。以下「本計画」といいます。）を公表しました。その概略は以下のとおりです。

[基本方針]

当社は、企業使命である「高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献します」に基づき、既存事業（半導体関連事業等）の更なる拡大と新たな柱となる新規事業の創出を通じて、研磨材メーカーからパウダー＆サーフェスカンパニーへの進化を遂げ、持続可能な社会の実現への貢献を目指すことを本計画の基本方針としております。

2024年3月期から2029年3月期の6年間を対象とする本計画では、研究開発とグローバルな製品供給体制の拡充に一層の経営資源を投入するとともに、サステナブルな経営の根幹を成す人材投資やE S Gに係る取組みを積極的に推し進め、前中長期経営計画で定めた中長期企業ビジョン「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を継続し、引き続きその実現に向け、各種施策等を策定いたしました。

[重要施策]

- 本計画の基本方針に基づく取組みは以下のとおりです。
- (1) 研磨材メーカーからパウダー＆サーフェスカンパニーへの進化を実現する新規事業の創出
 - (2) 半導体関連事業の強靭な基盤構築と次世代半導体向け材料分野での圧倒的な地位確立
 - (3) コア技術の発展と新技術の開発
 - (4) 100年企業を実現するG R I T（※）な組織と人づくりへの挑戦
 - (5) サステナビリティ経営の実践

※G R I T：困難な状態にも挫けることなく、目標に向かって最後までやり抜くこと

[株主還元]

配当につきましては、連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに、安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。なお、DQE（連結純資産配当率）を配当指標に加えることについても検討してまいりましたが、半導体市況等の事業環境や世界経済の動向を踏まえて引き続きの検討課題としてまいります。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、お客様のニーズに応える開発・生産体制の強化、グローバルな事業戦略の遂行及び事業領域の拡大に役立てる所存であります。

[マテリアリティの特定（持続可能な社会の実現にむけて）]

当社は本計画策定に際し、持続可能な社会の実現に向けて、当社が優先して取組む重要課題として18のマテリアリティを特定しました。

当社が特定した18のマテリアリティは以下のとおりです。

分類	マテリアリティ
環境（E）	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対応 ・水資源保全 ・循環型社会への貢献 ・化学物質管理
社会（S）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生の確保 ・ウェルビーイング実現 ・ダイバーシティ推進と人材育成 ・地域社会貢献
ガバナンス（G）	<ul style="list-style-type: none"> ・インテグリティ ・コーポレートガバナンス・コンプライアンス ・知的財産保護 ・情報セキュリティマネジメント ・リスクマネジメント
価値創造	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンマネジメント ・品質管理 ・研究開発 ・DX推進 ・生産性向上

具体的な各事業等の施策は以下のとおりです。

[シリコン事業]

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨までトータルソリューションを可能とする高品質な製品・サービスを揃えております。益々高度化するお客様の要求に応えるべく、引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。

また、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及により、今後、需要の高まりが期待されているSiC基板向け製品の開発を進め、世界各地のお客様へ製品を供給するため、米国及びマレーシア拠点での生産を進めております。

[CMP事業]

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。半導体デバイスの高性能化、高密度化、高集積化に伴い、研磨対象となる膜種とCMPが適用される工程は増加傾向にあります。加えて、近年はシステムとしての性能向上のために、半導体デバイスを3次元に実装する技術が開発されており、その分野でもCMPが検討されております。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。

[ディスク事業]

デジタルデータの記録媒体であるハードディスクドライブ用ディスク基板の製造工程に用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。近年、ハードディスクドライブはSSD（ソリッドステートドライブ）への置き換えが進んでおりますが、クラウドサービスや5Gにより送受信されるデータ容量の増加が見込まれており、データセンター向けのハードディスク需要も引き続き高水準で推移するものと思われます。次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

[溶射材事業]

半導体装置、航空機及び鉄鋼等様々な業界の機械部材の長寿命化、高機能化を実現するため、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックス等の溶射材を研究開発し製造販売する事業です。独自の粉末造粒技術を一層強化し、タイムリーなソリューション提案を行い、売上拡大を目指してまいります。

[研磨ソリューション事業]

様々な用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料等）や形状（2次元、3次元形状）に対応した研磨材等の研究開発および製造販売を行う事業です。

世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材の供給のみに留まらず、用途に応じた様々な研磨方法を提案し、周辺消耗材や装置、加工プロセスまでを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

具体的な取組みの一例として、数年前から取り組んでいる自動車外装用研磨コンパウンドは採用が始まっており、売上拡大を目指してまいります。また、新たに研磨加工の導入を検討される顧客のニーズに応える新たなソリューションビジネスを立ち上げております。

[先端技術・機能材料]

パウダー領域・非研磨事業の拡充を更に推進することを目的として発足した「先端技術・機能材料本部」傘下において、パウダー分野におけるフジミ基幹技術の研究開発を進めるに同時に、非研磨分野における新規事業の「創出」と「事業化」を強力に推進してまいります。また、これまで機能材事業や先端技術研究所で養ってきた粒子形状・粒度分布制御及び造粒技術を始めとする当社基幹技術を一体化させ、さらにマーケティング力を強化し、新規用途・お客様層の拡大に一層注力してまいります。

具体的な取組みの一例として、高い放熱性と流動性を備えたセラミックスパウダー、軽量かつ高い耐熱性を備えたセラミックス複合材料、球状・板状・棒状など形状制御技術を活用した新規セラミックスパウダーや3Dプリンター用超硬材料等の開発を進めております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

(8) 主要な事務所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	：	愛知県清須市
工 場	：	[枇杷島工場] 愛知県清須市
		[稻沢工場] 愛知県稻沢市
		[各務原工場] 岐阜県各務原市
		[各務東町工場] 岐阜県各務原市
研究開発センター	：	岐阜県各務原市
先端技術研究所	：	岐阜県各務原市
物流センター	：	岐阜県各務原市
東京事務所	：	東京都千代田区
上海事務所	：	中国

② 子会社

1) FUJIMI CORPORATION

所在地 ： 米国

2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.

所在地 ： マレーシア

3) FUJIMI EUROPE GmbH

所在地 ： ドイツ

4) FUJIMI TAIWAN LIMITED

所在地 ： 台湾

5) FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.

所在地 ： 中国

6) 南興セラミックス株式会社（注）

所在地 ： 本社（東京都北区）

市川工場（山梨県西八代郡）

塩尻工場（長野県塩尻市）

（注）南興セラミックス株式会社は、当社が2024年10月21日付で発行済株式の75%を取得いたしました。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	798名	97名増
北米	118名	4名減
アジア	214名	21名増
欧州	4名	—
全社(共通)	101名	11名増
合計	1,235名	125名増

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 従業員数には、嘱託、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
855名	64名増	42.2歳	13.3年

(注) 従業員数には、嘱託、当社から社外への出向者、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

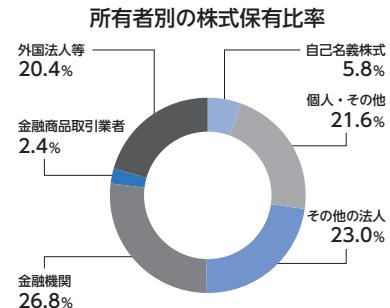
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式の総数 80,098,500株

(3) 株主数 14,739名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率(注)
有限公司コマ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,381千株	17.7%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,444	9.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,752	6.2
フジミ取引先持株会	4,570	6.0
日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,942	2.5
一般財団法人越山科学技術振興財団	1,918	2.5
株式会社三菱UFJ銀行	1,800	2.3
第一生命保険株式会社 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	1,530	2.0
関敬史	1,417	1.8
関敬史	1,323	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式(4,646,167株)を控除して計算しております。

2. 2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(Capital Research and Management Company)が2025年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	2,348	2.93

- (5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況**
該当事項はありません。

- (6) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	関 敬 史	
常務取締役	大 脇 寿 樹	FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長
常務取締役	鈴 木 勝 弘	FUJIMI CORPORATION会長兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
取締役	川 下 政 美	
取締役	浅 井 侯 序	アネスト岩田株式会社 社外取締役
取締役	吉 村 温 子	VG-C株式会社 代表取締役 PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役 CEO/共同創業者 DAIZエンジニアリング株式会社 取締役
取締役	山 崎 直 子	合同会社NOKs Labo 代表社員 株式会社EoD エグゼクティブコンサルタント
常勤監査役	藤 川 佳 明	
監査役	高 橋 正 彦	高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士
監査役	岡 野 勝	

(注) 1. 当社と社外取締役川下政美氏、浅井侯序氏、吉村温子氏及び山崎直子氏、社外監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ア. 社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
 - イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 取締役川下政美氏、浅井侯序氏、吉村温子氏及び山崎直子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役吉村温子氏の重要な兼職先であるDAIZエンジニアリング株式会社は、2025年4月1日付で、Sproutx株式会社へ商号を変更しております。

- 監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

- 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針を取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が同決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。同決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

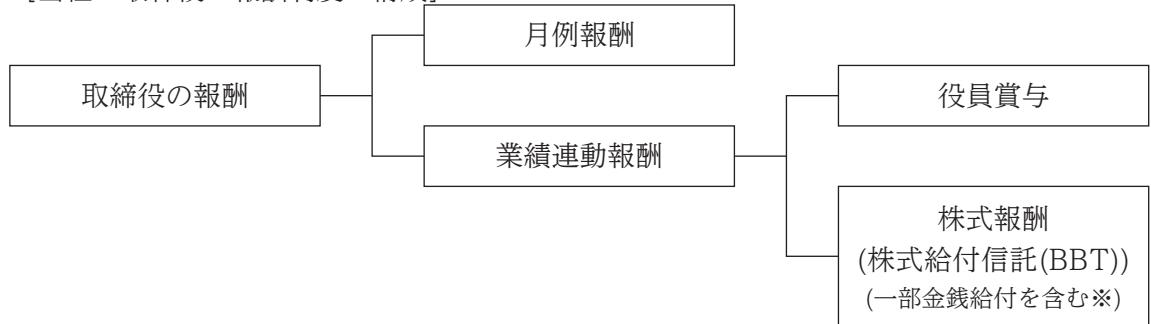
(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益及び業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(イ) 取締役の報酬の種類及び構成

当社の取締役の報酬制度は、月例報酬及び業績連動報酬とし、業績連動報酬は短期の業績連動報酬（以下、役員賞与）と中長期の業績連動報酬（株式給付信託（B B T）。以下、株式報酬）で構成しております、役員賞与及び株式報酬の対象者は社外取締役を除く取締役としております。

[当社の取締役の報酬制度の構成]



(ウ) 月例報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬は、個々の役位・職責に応じ定時株主総会後の取締役会で審議したうえで決定するものとしております。

なお、上記取締役会には、社長を委員長、役付取締役及び社外取締役を構成メンバーとする諮問委員会に対し、社長より社長・取締役・社外取締役の月例報酬の原案を諮問し、諮問委員会の審議を経たものを付議することとしております。

(エ) 業績運動報酬（役員賞与及び株式報酬）の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績運動報酬は役員賞与及び株式報酬で構成しております。

役員賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益見込額に一定の係数を乗じた金額を配分総額とした「当期純利益総支給ファンド」から役位に応じ設定した支給上限額の範囲で、役位・職責を勘案した役員賞与額を取締役会で審議したうえで決定し、毎年、定時株主総会以降に支給するものとしております。

なお、月例報酬及び役員賞与に係る報酬限度額は、2006年6月23日開催の第54期定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額「年額480百万円以内」（ただし、従業員分給与は含まない）であります。

株式報酬は、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して取締役にポイントを付与し、取締役退任者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、退任時までに付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付するものとしております。

なお、株式報酬の付与ポイント数は、月例報酬及び役員賞与に係る報酬限度額とは別枠として、2017年6月23日開催の第65期定時株主総会で決議された上限数の範囲で、役位に応じた役位ポイント及び中長期経営計画に定める目標のうち、予め選定した業績指標の達成率により算出するものとしております。

(オ) 月例報酬及び業績連動報酬の額又は数の割合の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬及び役員賞与は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(人)
		月例報酬	ストック・オプション	役員賞与	株式報酬(注)1.	
取締役 (うち社外取締役)	150 (36)	130 (36)	—	20 (-)	—	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	39 (18)	39 (18)	—	—	—	3 (2)
合計 (社外役員)	189 (54)	169 (54)	—	20 (-)	—	10 (6)

(注) 1. 株式報酬の総額は、第65期定時株主総会の決議により導入した株式給付信託(BBT)に基づく当事業年度中の株式給付引当金の繰入額であり、給付の際の条件等は、上記「(エ) 業績連動報酬(役員賞与及び株式報酬)の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針」とおりであります。

なお、当事業年度に係る金額は該当ありません。

- 役員賞与に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益見込額であり、当該指標を選択した理由は通期の企業活動の最終利益を端的に示す指標であるためであります。
- 取締役の金銭報酬の額及び株式報酬の付与ポイント数は、上記「(エ) 業績連動報酬(役員賞与及び株式報酬)の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。取締役の金銭報酬の額に係る決議当時の株主総会終結時点の取締役の員数は7名、株式報酬の付与ポイント数に係る決議当時の株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第54期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。決議当時の株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③従業員兼務役員の従業員分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 社外役員の重要な兼職の状況は「4.会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外役員に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	川下政美	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
取締役	浅井侯序	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において執行役員等の要職を歴任した経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
取締役	吉村温子	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
取締役	山崎直子	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、必要に応じ、他社において要職を歴任した経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
監査役	高橋正彦	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席しております。また、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的知見に基づいた発言を行う等、社外監査役としての経営全般に対する監督及び有効な助言を行っております。
監査役	岡野勝	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席しております。また、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、これらは適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性等において問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性等において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

（最終改定：2024年10月1日）

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンス推進室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
- (4) 内部監査室は法務室と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (5) 当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
- (2) 人事総務部は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
- (3) 内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- (1) 定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- (3) 取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業別、部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、各子会社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
- (2) 当社は、各子会社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
- (3) 当社は、各子会社に経営上の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。

- (4) 内部統制室は、グループ全体の内部統制を担当する。
- (5) 内部統制室は、各子会社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要な各子会社への指導・支援を実施する。
- (6) 内部監査室は、当社及び各子会社への内部監査を実施し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役の職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

7. 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
 - ①当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ②重大な法令及び定款違反
 - ③内部監査の実施状況
 - ④倫理法令遵守等に関する相談・通報の状況
 - ⑤その他重要な業務執行の状況
- (2) 当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、以下のことを行う。
 - ①取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
 - ②稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
 - ③取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
 - ④代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ⑤会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役の職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ①組織として対応
- ②外部専門組織との連携
- ③取引を含めた一切の関係遮断
- ④有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤裏取引や資金の提供の禁止

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、当社及び各子会社を対象として、遵法性と効率性の観点から業務の適正を確保することを目的として、前記「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム基本方針」）」に則って運用しており、その主な取組みは以下のとおりです。

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- (1) 取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、全従業員（経営陣を含む）より受講確認書を受領しております。
- (2) 当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、通報の内容を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年2回リスク管理委員会を開催しております。サイバーセキュリティに関しては、情報セキュリティ関連規程等の改定及び外部専門機関を活用した新たな情報セキュリティ管理システムの体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、上記「内部統制システム基本方針」の趣旨に基づき、月1回の定時取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計19回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社管理体制）

- (1) 各子会社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部、人事総務部及びコンプライアンス推進室が全従業員向けに教育を実施しております。
- (2) 当社及び各子会社はグローバルリスク管理委員会を年2回開催し、様々なリスクについて審議することにより子会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。
- (3) 当社の経営幹部は各子会社より月次又は適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき従業員を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

7. 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、各子会社から提出される月報等を確認する等したうえで必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。
- (2) 取締役は、監査役に対し当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記「内部統制システム基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また、監査役・会計監査人・内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全従業員へ当該基本方針の遵守を徹底しております。当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めおります。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

7 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2025年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「2. 会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウ等の無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができないければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらを中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (ア) 当社の企業価値の源泉について」に記載のとおりであります。

② 企業価値向上のための課題

企業価値向上のための課題については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (イ) 企業価値向上のための課題」に記載のとおりであります。

③ 企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）

企業価値向上のための取組みについては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (ウ) 企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）」に記載のとおりであります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的かつ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確に講じる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を更新することを決定し、2024年6月21日開催の定期株主総会で承認を得ました（以下、「本対応方針」といいます。）。

② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、(ア)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、(イ)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくは、(ウ)上記(ア)又は(イ)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者(以下「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(ウ)において同じ。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主等保有割合の合計が20%以上となるような行為のいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案(「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。)を適用対象としております。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めております。

取締役会は、(ア)大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は(イ)大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、(ア) 株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合がある等、株主意思を重視するものであること、(イ) 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等に加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容をも踏まえていること、

(ウ) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、(エ) 当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、(オ) 本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、(カ) 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社のウェブサイト(<https://www.fujimiinc.co.jp/>)の2024年5月13日付のニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,128	流動負債	12,471
現金及び預金	27,857	支払手形及び買掛金	4,230
受取手形及び売掛金	12,798	未払法人税等	1,791
商品及び製品	5,991	賞与引当金	1,804
仕掛品	1,620	未払金	1,563
原材料及び貯蔵品	6,448	設備関係未払金	1,490
その他の	1,432	その他の	1,591
貸倒引当金	△20	固定負債	1,540
固定資産	34,779	繰延税金負債	111
有形固定資産	29,180	退職給付に係る負債	644
建物及び構築物	6,868	株式給付引当金	188
機械装置及び運搬具	2,954	その他の	596
土地	8,411	負債合計	14,012
建設仮勘定	8,758	(純資産の部)	
その他の	2,187	株主資本	70,548
無形固定資産	893	資本金	4,753
ソフトウエア	137	資本剰余金	5,038
その他の	756	利益剰余金	65,172
投資その他の資産	4,705	自己株式	△4,416
投資有価証券	3,511	その他の包括利益累計額	5,571
繰延税金資産	899	その他有価証券評価差額金	1,087
退職給付に係る資産	55	為替換算調整勘定	4,349
その他の	248	退職給付に係る調整累計額	133
貸倒引当金	△9	非支配株主持分	776
資産合計	90,908	純資産合計	76,895
		負債及び純資産合計	90,908

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	62,503
売 上 原 価	35,052
売 上 総 利 益	27,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,670
営 業 利 益	11,780
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	268
受 取 配 当 金	95
為 替 差 益	47
そ の 他	205
営 業 外 費 用	617
支 払 利 息	3
減 価 償 却 費	0
固 定 資 産 売 却 損	15
固 定 資 産 除 却 損	14
投 資 有 価 証 券 評 価 損	103
そ の 他	9
経 常 利 益	147
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	12,251
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	3,083
当 期 純 利 益	△274
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,808
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,442
	13
	9,428

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,351	流動負債	10,340
現金及び預金	14,826	買掛金	3,553
受取手形	93	未払金	1,995
売掛金	12,026	未払費用	368
商品及び製品	3,043	未払法人税等	1,007
仕掛け品	1,452	賞与引当金	1,502
原材料及び貯蔵品	4,569	設備関係未払金	1,471
前払費用	259	その他の	442
未収入金	979		
その他の	115	固定負債	1,219
貸倒引当金	△16	退職給付引当金	781
固定資産	35,113	株式給付引当金	188
有形固定資産	22,230	その他の	249
建物	3,468	負債合計	11,559
構築物	164		
機械装置	1,386	(純資産の部)	
工具器具備品	1,201	株主資本	59,817
土地	7,784	資本金	4,753
建設仮勘定	8,207	資本剰余金	5,038
その他の	16	資本準備金	5,038
無形固定資産	433	利益剰余金	54,441
ソフトウエア	114	利益準備金	362
その他の	318	その他利益剰余金	54,079
投資その他の資産	12,450	別途積立金	42,500
投資有価証券	3,427	繰越利益剰余金	11,579
関係会社株式	7,748	自己株式	△4,416
その他の関係会社有価証券	84	評価・換算差額等	1,087
繰延税金資産	980	その他有価証券評価差額金	1,087
その他の	219	純資産合計	60,905
貸倒引当金	△9	負債及び純資産合計	72,465
資産合計	72,465		

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	45,539
売 上 原 価	27,120
売 上 総 利 益	18,419
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,894
営 業 利 益	6,524
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7
受 取 配 当 金	2,899
そ の 他	140
	3,047
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	25
減 價 償 却 費	0
固 定 資 産 除 却 損	13
投 資 有 価 証 券 評 價 損	103
そ の 他	7
	150
経 常 利 益	9,420
税 引 前 当 期 純 利 益	9,420
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,782
法 人 税 等 調 整 額	△247
当 期 純 利 益	7,885

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社フジミインコーポレーテッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 重 光 哲 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジミインコーポレーテッドの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジミインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社フジミインコーポレーテッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 重 光 哲 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジミインコーポレーテッドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社フジミインコーポレーテッド 監査役会

常勤監査役 藤川佳明印

社外監査役 高橋正彦印

社外監査役 岡野勝印

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地 1

にしご創造センター ドレミホール (3階)

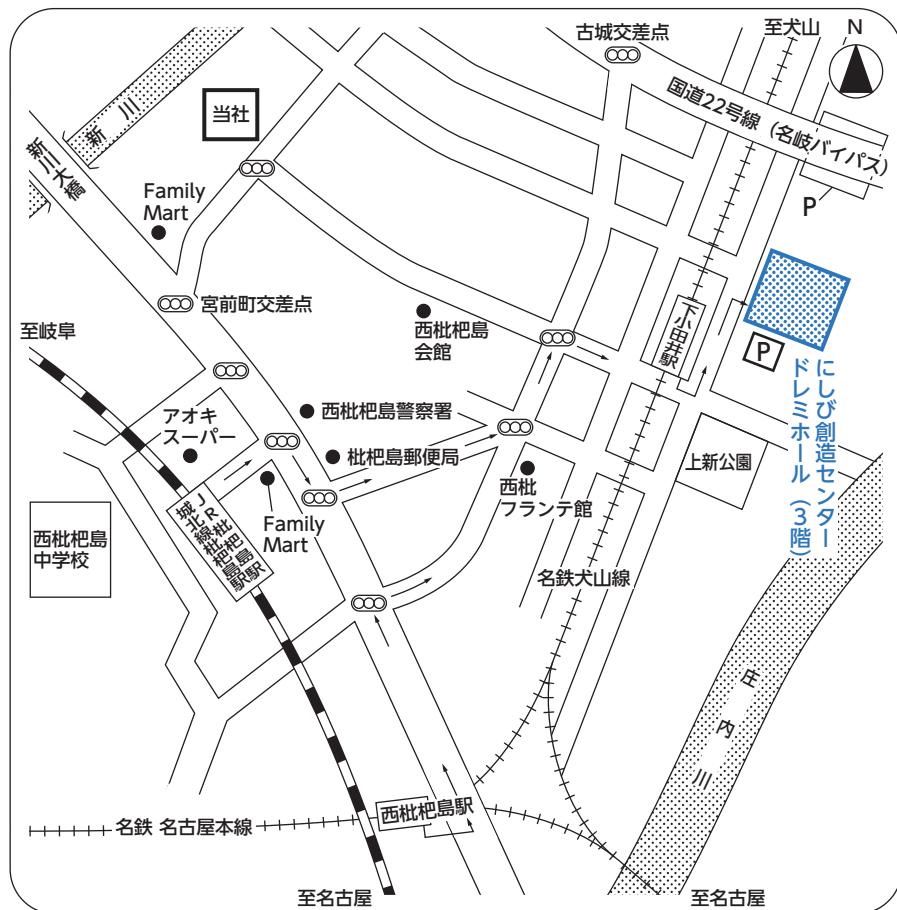
電話番号 (052)-504-6361 (代表)

最寄りの駅 ●名古屋鉄道 -----> 下小田井駅 (犬山線) 徒歩 3 分

西枇杷島駅 (名古屋本線) 徒歩15分

●J R -----> 枇杷島駅 (東海道本線) 徒歩15分

●JR東海交通事業 -----> ヲ (城北線) 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいよう
お願い申しあげます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。